

議案第 156 号

宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例の制定
について

宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

平成 28 年（2016 年）11 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業委員会の委員等の定数を定める条例

宝塚市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 29 年条例第 44 号）の全部を改
正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2
項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、宝塚市農業委員会の委員及び宝塚市農業委員
会が委嘱する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定める
ものとする。

（宝塚市農業委員会の委員の定数）

第 2 条 宝塚市農業委員会の委員の定数は、13 人とする。

（推進委員の定数）

第 3 条 推進委員の定数は、5 人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

（宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条
例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	（月額） 42,800 円	1 級旅費相当額
-------------	---------------	----------

別表地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 207 条及び農業委員会等に関する法

律（昭和26年法律第88号）第29条の規定等による出頭人の項中「第29条」を「第35条」に改める。